

令和元年6月

事業者 殿

公益社団法人大阪労働基準連合会
北大阪労働基準協会支部

「電気（低圧）取り扱い業務」に係る特別教育（学科）の実施について

労働安全衛生法第59条第3項、同規則第36条4号の規定により電気（低圧）取り扱い業務につく者は、特別教育の修了者でなければなりません。

このたび、上記特別教育を事業者に代わって、3労働基準協会支部(大阪中央、天満、北大阪)共催で下記により実施いたしますので、該当者は、受講されますようご案内いたします。

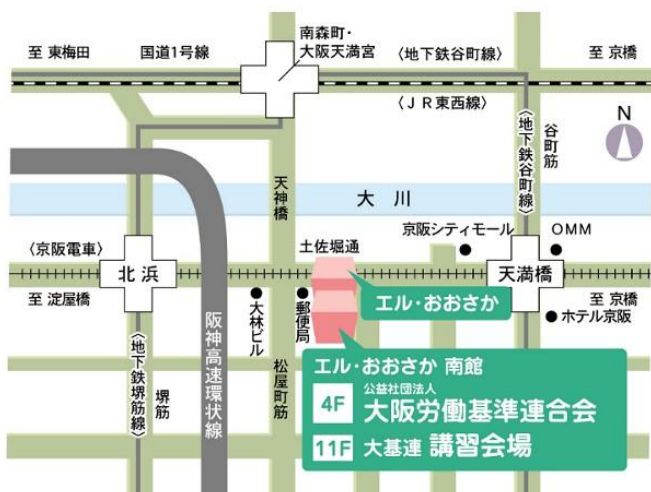
記

- 1 日 時 令和元年7月26日(金) 9:00 ~ 17:00
 - 2 場 所 エル・おおさか南館 11階 (大基連研修会場)
大阪市中央区石町2-5-3 (案内図のとおり)
 - 3 教育内容 (1) 低圧電気に関する基礎知識
(2) 低圧の電気設備に関する基礎知識
(3) 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
(4) 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法
(5) 関係法令
 - 4 受講料 会 員 6,000円 (テキスト代を含む・税込み)
一 般 7,022円 (テキスト代を含む・税込み)
 - 5 定 員 40名 (定員になり次第締め切ります。)
なお、受講者14名以下の場合、講習開催を中止することがあります。
 - 6 申 込 下記申込書に所定事項を記入のうえ、受講料をそえて7月18日(木)までに当協会支部へお申込み下さい。
受講料を銀行振り込みされる場合は、あらかじめ、FAXにて受講申込書を当協会支部へ送信のうえ、協会支部指定銀行口座へお振込みください。
振込手数料はご負担願います。
なお、欠席されましても受講料は、返戻いたしません。
公益社団法人大阪労働基準連合会
北大阪労働基準協会支部 〒573-0023 枚方市東田宮1-6-4
Tel 072-846-2173 Fax 072-846-5414
- 受講料銀行振込の場合
<振込先> りそな銀行 枚方支店 普通口座 6114466
口座名：公益社団法人大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部
- 7 修了証明 全講義受講者には会社宛に、(学科)受講証明書を交付いたします。
(注)本証明書は、修了記録として安衛則第38条により事業所において3年間保存することになっています。実技教育については、厚生労働省告示の安全衛生特別教育規程により事業所にて行って下さい。
 - 8 その他 車でのご来場は、ご遠慮下さい。

※ 「電気（低圧）取り扱い業務」とは

低圧（直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下である電圧をいう。）の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務をいう。

〔案内図〕



- 京阪・地下鉄谷町線
「天満橋駅」より西へ300m
- 京阪・地下鉄堺筋線
北浜駅」より東へ500m
- 地下鉄御堂筋線
「淀屋橋駅」より東へ1200m
- JR東西線
「大阪天満宮駅」より南へ800m

..... キ リ ト リ セ ン

電気（低圧）取り扱い業務に係る特別教育（学科）受講申込書

（令和元年7月26日：FAX 072-846-5414）

事業場所在地 _____

事業場名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

担当者名 _____

※ 受講番号	氏 名	生 年 月 日

※印は記入しないこと。

令和元年 月 日

北大阪労働基準協会支部 御中